

可児市農業委員会第8回農業委員会総会議事録

開催日時	平成27年8月5日(水)午後1時30分から3時20分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 伊藤 平榮、 堀井 省治 大澤 正幸、 小池一二三、 渡邊 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉、 土田 幸嗣、 仙石 廣男
欠席委員	杉本 隆久
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 山本 尚美
議案	第46号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第47号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第48号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第49号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議事局長	開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。
事務局	7月総会農地法5条申請受付番号5の二野における立地基準判定が第1種農地と判断された農地の転用の不許可の例外について説明します。 お手元に農地法施行令が抜粋し書かれたA4、1枚の資料をご覧ください。 農地法施行令(農地の転用の不許可の例外)第十条第一項第二号イに地域の農業の振興に資する施設があり、その施設は、農地法施行規則第三十三条第一項第四号の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとされていることから許可の判断をしております。 以上で説明を終わらせていただきます。 次に議案書に2箇所ほど、訂正箇所がありますので、よろしくお願いします。 第8回可児市農業委員会総会議案の2頁を開いて下さい。 議案第47号、農地法第4条第1項の規定による申請の受付番号1において、現地確認の際に1筆の見落としが発覚しましたので、追加をお願いします。 下切字花立の追加をお願いします。よって、田1筆を2筆に、土地の地目は田とし、土地の面積が46㎡ですので、合計面積279㎡を325㎡に訂正をお願いします。 繰り返します。1筆を追加し、よって、田1筆を2筆に、土地の地目は田とし、土地の面積が46㎡ですので、合計面積279㎡を325㎡に訂正をお願いします。 次に第8回可児市農業委員会総会議案の4頁を開いて下さい。

議案第 48 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による申請の受付番号 2、平貝戸字西見田の土地の面積が 26 m²となっておりますが、31 m²に訂正をお願いします。

繰り返します。受付番号 2、平貝戸字西見田の土地の面積が 26 m²を 31 m²に訂正をお願いします。

次に議案に 2 件、取下げがありましたので、よろしくお願いします。

第 8 回可児市農業委員会総会議案の 24 頁を開いて下さい。

議案第 50 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の受付番号 13、羽崎字中坪と受付番号 15、広見字上田外 1 筆の土地が取下げの連絡がありましたので、審議の対象から除外しますので、よろしくお願いします。

繰り返します。受付番号 13、15 を取下げにより、審議の対象から除外しますので、よろしくお願いします。以上です。

議 長 平成 27 年第 8 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の欠席委員は 9 番杉本隆久委員の 1 名で、只今の出席委員は 18 名と定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 8 回可児市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、10 番井藤平榮委員、11 番堀井省治委員の両名を指名します。

議 長 日程第 2、議案 46 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 46 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転 2 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、譲渡人の瀬田の方と譲受人の石森の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、石森字綱田、地目は田で、面積は 336 m²、農振地域内の農用地区域内における農地です。

譲受人は、譲受人の所有農地が開発により減少するため、減少面積と同じ面積の申請地を取得して農業経営の維持を図るとしてしています。譲受後の耕作面積は 3,871 m²となります。

受付番号 2 の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字東島、地目は畑で、面積は 214 m²、申請地の東側は道路、西側は畑、南側は宅地及び雑種地、北側は譲受人の畑となっており、第 1 種住居地域における農地です。

譲受人は、申請地に隣接して農地を所有しており、申請地を取得して一体利用することで耕作上の利便性も高く、農業規模の拡張を計画するとなっております。譲受後の耕作面積は 1,973 m²となり、農地法第 3 条第 2 項第 5 号における最低経営面積 30 a に達していないのですが、農地法施行令第 6 条第 3 項第 3 号「その位置、面積、形状等からみ

てこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」に当たり、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外のものであり、許可できるものと思われま

す。受付番号1の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。受付番号2の案件は、農地法第3条第2項第5号に該当しますが、農地法施行令第6条第3項第3号により許可できるものと思われま

す。その他についても、許可要件を満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1石森お願いします。

渡邊委員 受付番号1について、14番渡邊が報告します。

東は畑、西は田、南は水路、北は畑で、譲受人の所有農地が開発により、これは5条の3になりますが、これによって減少するため、減少面積と同じ面積を取得して農業経営を維持していきたいということで、問題ないと思います。

議長 可児(勉)委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2下恵土お願いします。

受付番号2について、17番可児が報告します。

一体利用して農地を拡張するというので、特記事項についても認められるということで事務局から説明があったとおり、問題ないと思います。

議長 可児(勉)委員 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 可児(勉)委員 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第2、議案第46号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 可児(勉)委員 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議長 事務局 日程第3、議案第47号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第47号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は4件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の下切の方が、一般個人住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字花立外1筆、地目は田、面積は合計325㎡。なお、説明資料では、外1筆を加え、面積279㎡を合計325㎡に訂正願います。申請地の東側は農道、西側は用水路、南側は道路、北側は排水路となっており、農振地域内の農用地区域外における農地です。

転用事由としまして、個人住宅として利用するもので、許可後1ヶ年間の工事計画としての申請です。

なお、農地法の許可を受けずに駐車場として利用しており、始末書が添付されていません。説明資料は始末書ありに訂正をお願いします。

農地転用許可区分は、集落に近接しており、農地の一団が 10ha 未満にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は北側の土地改良排水路へ放流、説明資料は市排水路と記入をお願いします。生活排水は合併浄化槽を設け北側の土地改良排水路へ放流、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 2 の案件は、申請人の土田の方が、一般個人住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字川脇、地目は田、面積は 142 m²。申請地の東側は道路、西側と南側は申請者の田、北側は 5 条申請の田となっており、農振地域内の農用地区域外における農地です。

転用事由としまして、申請地北側の隣接農地と一体利用して、子の個人住宅として利用するもので、許可後 12 ヶ月間の工事計画としての申請です。

農地転用許可区分は、住宅に近接しており、農地の一団が 10ha 未満にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路の暗渠の柵に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件で北側農地の 5 条申請受付番号 7 が一体利用対象地で同時提出されております。

受付番号 3 の案件は、申請人の春日井市中央大台の方が、一般個人住宅の進入路、庭とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字柿添外 1 筆、地目は畑、面積は合計 41 m²。申請地の東側は申請人の宅地、西側と北側は道路、南側は雑種地となっており、申請地の東側と北側は申請人の宅地、西側は雑種地、南側は道路となっており、第 1 種住居地域内の農地です。

転用事由としまして、申請地隣接の宅地との一体利用地として、個人住宅への進入路及び庭として利用する申請です。

なお、農地法の許可を受けずに進入路及び庭として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域内であることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ放流、庭については地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 4 の案件は、申請人の今渡の方が、貸駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字下畑、地目は畑、面積は 281 m²。申請地の東側は道路、西側は道路、南側は鉄道沿い愛知用水、北側は申請人の貸駐車場と道路となっており、近隣商業地域内の農地です。

転用事由としまして、申請地南側の共同住宅入居者用の駐車場として賃貸する目的として申請するもので、許可後 1 ヶ月間の工事計画としての申請です。

農地転用許可区分は、近隣商業地域内であることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ放流、上下水道は接続不要、

農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われ
ます。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対
処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われ
ます。

以上です。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、
発言をお願いします。受付番号 1 下切をお願いします。

小池委員 受付番号 1 について、13 番小池が報告します。

田ですが、現況は畑と駐車場として使用していたということで、駐車場の使用につ
いては始末書がでております。一段道路より低い所にありますので下水道への接続は難
しいため、合併浄化槽を作って北側の市排水路へ排水する、雨水排水も北側の市排水路へ
排水するという計画で、周辺の農地に影響を与えるものではないと思っておりますので、支障
はないと考えます。

議長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2 土田お願いします。

井藤委員 受付番号 2 について、10 番井藤が報告します。

周囲は水田と畑で、条件として土地改良管理組合と水利組合から用水へは雨水を入れ
てはいけないという条件がつけてあるため、正面道路側溝へ排水するということ
です。

雑排水、下水も正面道路の埋設管へ処理するというので、周囲は自分の農地であり、
子どもさんの家を建てるということで、支障はないと思っております。

議長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 3 下恵土をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号 3 について、17 番可児が報告します。

以前から庭の一部になっている状態で、始末書がでております。一体利用するとい
うことで、問題ないと思っております。

議長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 4 今渡をお願いします。

菱川委員 受付番号 4 について、8 番菱川が報告します。

駐車場ということで、上下水道は接続不要で、問題ないと思っております。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご
意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 3、議案第 47 号、農地法第 4
条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県へ進
達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県へ進達することに決しました。

議長 日程第 4、議案第 48 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移
転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 48 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農
地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移
転 10 件、賃貸借権の設定 2 件、売買による所有権移転 4 人賃貸借権の設定 1 人のもの
1 件、合計 13 件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の中恵土の方と譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字新屋敷、地目は畑、面積は188.58㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は畑、南側は宅地、北側は譲渡人の畑となっており、許可後3ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、建売住宅1棟を建築し販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、可児工業高校まで420m及び市役所支所中恵土連絡所まで550mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号2の案件は、譲渡人の御嵩町上恵土の法人外1名と譲受人の平貝戸の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅の進入路とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、平貝戸字西見田外1筆、地目は田、面積は合計33.26㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は譲渡人の法人の田、南側は道路と田、北側は譲受人の宅地となっており、申請地の東側は水路、西側は田、南側は道路、北側は水路となっており、許可後12ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の自宅への進入路として利用するものであります。

なお、農地法の許可を受けずに進入路として利用しており、始末書が添付されていません。

農地転用許可区分は、名鉄明智駅まで80mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続済み、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件で、平貝戸字西見田の1筆については、事業計画変更申請受付番号2が同時提出されております。

受付番号3の案件は、賃貸人の御嵩町上恵土の方と賃借人の広見の法人との間における賃貸借権の設定、譲渡人の石森の方外3名と譲受人の広見の法人との間における売買による所有権の移転で、賃借人及び譲受人の広見の法人が老人介護施設・診療所・薬局を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字桶田外6筆、地目はすべて田、面積は合計4,341㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は田、西側は田、南側は水路、北側は道路沿い水路となっており、許可後、着工後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、老人ホーム及び内科診療所と調剤薬局を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所広見東連絡所から680m、宅地面積が40%を超えていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は南側土地改良排水路へ放流、上下水道は前面道路の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとな

っていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、譲渡人の大森の方と譲受人の大森の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が建設業駐車場・資材置場とする目的のため転用許可を求めます。

土地の概要は、大森字松伏、地目は畑、面積は476㎡。農振区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路と山林、南側は山林と宅地、北側は道路と宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の駐車場及び建築資材置場として利用するとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに鉄工所として利用しており、始末書が添付されていません。

農地転用許可区分は、事業施設が連たんしていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号5の案件は、賃貸人の坂戸の方外21名と賃借人の恵那市大井町の法人との間における賃貸借権の設定で、小売業店舗・駐車場を建設する目的のため転用許可を求めます。

土地の概要は、坂戸字高坪外30筆、地目は田及び畑で、田の合計面積は31,222㎡、畑の合計面積は1,403㎡、総合計面積は32,625㎡。農振区域内の農用区域外の農地で、申請地の東側は道路・水路・宅地、西側は道路・水路、南側は道路・水路・宅地・雑種地、北側は道路・水路・河川敷・宅地・田・畑となっており、許可後10ヶ月間までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借人は、隣接する宅地を一体利用して、商業用施設店舗及び駐車場を建設するとの計画であります。

なお、坂戸字落田の畑が、農地法の許可を受けずに住宅として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、概ね10ha以上の規模の団農地の区域内にある農地であることから、立地基準判定は第1種農地と判断される部分21筆21,073㎡と500m以内に可児高校及びakiなかむらクリニックが存する農地であることから、立地基準判定は第3種農地と判断される部分10筆11,552㎡があります。立地基準判定が第1種農地については、転用不許可となってしまいますが、賃借人は市と雇用協定を締結しており、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、農地法施行規則第三十三条第一項第二号の地域の農業の振興に資する施設とみなし、農地法施行令第十条第一項第二号イの農地の転用の不許可の例外に該当するものと判断され、許可できるものと思われます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は放流先の排水能力に合わせ雨水調整のある駐車場や地下貯留槽を設け適正な口径の放流管にて排水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号6の案件は、譲渡人の土田の方外2名と譲受人の土田の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が金属・機械工業工場を建設する目的のため転用許可を求めます。

土地の概要は、土田字川脇外 3 筆、地目は畑、面積は合計 1,372 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は水路、南側は畑、北側は畑となっており、許可後平成 28 年 3 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の金属部品加工の工場を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が近接しており、農地の一団が 10ha 未満であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は申請地内に雨水排水施設を設け西側排水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

受付番号 7 の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字川脇、地目は田、面積は 320 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は水路、南側は譲受人の田、北側は田となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地南側の譲受人の所有農地と一体で、子の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅に近接しており、農地の一団が 10ha 未満であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路の暗渠の柵に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

なお、関連案件で南側農地の 4 条申請受付番号 2 が一体利用対象地で同時提出されております。

受付番号 8 の案件は、譲渡人の東帷子の方と譲受人の長坂の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が居宅介護施設・駐車場を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、長坂八丁目外 1 筆、地目は畑、面積は合計 984 m²。第 1 種低層住居専用地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は譲渡人の畑と譲受人が役員である N P O 法人の畑、北側は宅地となっており、許可後 1 年間までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が役員である N P O 法人が運営する居宅介護事業所を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種低層住居専用地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

受付番号 9 の案件は、譲渡人の愛知県丹羽郡大口町の方外 1 名と譲受人の小牧市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建設する目的のため

め転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字峠、地目は畑、面積は 333 m²。第 2 種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は雑種地、南側は宅地と畑、北側は道路となっており、許可後 6 ヶ月間までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 2 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 10 の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の各務原市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉、地目は畑、面積は 97 m²。第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は宅地と畑、北側は譲受人の宅地となっており、許可後 6 ヶ月間までの計画としての申請です。

転用事由としましては、北側隣接の宅地の一体利用地として宅地分譲するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 11 の案件は、譲渡人の下恵土の方外 2 名と譲受人の名古屋市昭和区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉外 5 筆、地目はすべて畑、面積は合計 380 m²。準工業地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は譲受人の山林、南側は道路と譲受人の山林、北側は譲渡人の畑となっており、許可後 1 年間までの計画としての申請です。

転用事由としましては、隣接する山林を一体利用して、9 区画の宅地造成を行い分譲地とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は開発地内で道路側溝や水路を設け西側の排水施設に放流、上下水道は道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件で、下恵土字北林泉の一部について、事業計画変更申請受付番号 3 を同時提出されています。

受付番号 12 の案件は、譲渡人の中津川市の方外 1 名と譲受人の下呂市金山町の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字堀田、地目は田、面積は 998.65 m²。準工業地域内の農地で、申請地の東側は譲渡人の田、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地となっており、許可

後 12 ヶ月間までの計画としての申請です。

転用事由としましては、4 区画の宅地造成を行い、分譲住宅を建築販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は申請地内に道路側溝を設け西側道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 13 の案件は、賃貸人の今渡の方と賃借人の川合の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借人の飲食業駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子、地目は田、面積は 472.45 m²。第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は田、西側は道路、南側は道路、北側は賃貸人の田となっており、許可後 3 ヶ月間までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地西側 30m 先の賃借人経営の飲食店の駐車場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1 中恵土お願いします。

山田委員 受付番号 1 について、7 番山田が報告します。
周囲の環境は住宅密集地で、西側に一部畑があります。西側に市道があり、雨水排水は市道側溝を利用するというので、農業用水への影響はないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2 平貝戸お願いします。
渡邊委員 受付番号 2 について、14 番渡邊が報告します。

東側は住宅、西側は 4 月に分譲住宅で申請された土地、南側は道路、北側は住宅で、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要で、農業用水への影響はありません。

平成 10 年頃から進入路として使用していたため、始末書がでております。問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 3 瀬田お願いします。
渡邊委員 続きまして、受付番号 3 について、東側は田、西側は田、南側は水路、北側は水路と

道路で、雨水排水は市の排水路、上下水道は前面道路や公共下水に埋設された管に接続ということで、農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 4 大森お願いします。
可児(す)委員 受付番号 4 について、15 番可児が報告します。

昭和 60 年頃から鉄工所として使用しており、始末書がでております。5、6 年前から更地にして砂利が入れたままで、農地として使えるような土地ではありません。建設業の

		<p>駐車場と資材置場として利用するというので、雨水排水は自然浸透、農業用水への影響はありませんので、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号5坂戸お願いします。</p>
		<p>大変筆数が多いようですが、26年に農振除外されており、開発協議と同時進行で商業用店舗と駐車場ということです。お願いします。</p>
吉田委員		<p>受付番号5について、3番吉田が報告します。</p>
		<p>4年程前から話があり、昨年度農振除外され、自治会とも話がつきまして今回やっと農転の申請ができたものです。隣地の同意とか土地改良の同意もありまして、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号6、7土田お願いします。</p>
井藤委員		<p>受付番号6、7について、10番井藤が報告します。</p>
		<p>受付番号6について、鉄工所を建てられるということで、地元の近隣への説明とか隣接する農地の同意書も添付されております。下水は前面道路の埋設管へ接続、雨水は道路側溝へ排水するというので、近隣の農地へ迷惑がかかることはないと思います。</p>
		<p>受付番号7について、4条の受付番号2と同じ場所で、先ほどの説明と重複しますが、下水は埋設管に接続、雨水は道路側溝へということで、農地への影響はないと思います。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号8長坂お願いします。</p>
勝野委員		<p>受付番号8について、16番勝野が報告します。</p>
		<p>介護施設建設のための所有権移転で、大規模団地として開発された土地ですので、上水、下水等は整備されており、農業用水への影響はなく、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号9、10、11下恵土お願いします。</p>
可児(勉)委員		<p>受付番号9、10、11について、17番可児が報告します。</p>
		<p>受付番号9について、一般個人住宅を建てるという申請で、ここはかなり以前から雑種地のような草茫々の所で、とても農地として耕してある形跡はありませんでした。</p>
		<p>今回、宅地にするということで、問題ないと思います。ただ、説明資料に経緯書となっていますが、これについて、後ほど事務局の説明をお願いします。</p>
		<p>受付番号10について、4月でしたか倉庫を作るということで申請ができておりましたが、取り下げて分譲地として一体利用して、この辺に5、6軒の住宅が建つ予定で、すでに着工されていていり所もありまして、この一角だけ今回変更ということで申請ができました。</p>
		<p>受付番号11について、開発のための道路を付けるということで、入口の土地を少しけずって6mの幅を取れるように申請されたということで、事務局の方も開発と同時に再確認していただきたい案件ですが、農転に関しては問題ないと思います。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号12、13今渡お願いします。</p>
菱川委員		<p>受付番号12、13について、8番菱川が報告します。</p>
		<p>受付番号12について、4区画の分譲住宅ということで、上下水道は前面道路、公共下水、雨水は道路側溝というかたちで整備されている所ですので、問題ないと思います。</p>
		<p>受付番号13について、店舗の駐車場という申請で、露天の駐車場ですので、上下水は接続不要、雨水は自然浸透ということで、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。只今、下恵土の可児委員から質問のありました経緯書について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>当初、経緯書が付いておりましたが、その後隣地同意書が取れましたので、手元には</p>

同意書が届いております。申請する時点で、農地法の許可申請のため隣地同意書に署名、押印の必要の説明及び官民境界の立ち合いのお願いを平成27年7月30日に行われており、この二点について、隣地同意書への署名、押印は官民境界の立ち合い、測量が完了してから検討したいということで回答があり、その経緯を記されたものがひとまず提出されておりました。その後、8月3日に同意書が提出されたという状況です。

同意書が提出できなかったというところで、説明用に経緯書が提出された状態で申請されたので、説明資料には記載してあります。

同意書は提出されておりますので、本来なら同意書ありに書き換えて、今回の総会の審議になったというところですよ。以上です。

議 長
可児(勉)委員
議 長

可児委員、8月3日に同意書ができましたので、よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

ありがとうございました。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員

受付番号3について、瀬田地内ですが4,341㎡とかなり大きな転用がでています。

この地域はカインズとか車屋さんとか名神とか徐々に開発されてきておまして、このままいくと坂戸のようにほとんど開発されると思いますが、市の方として、これからこの道路沿いはできたものについては、大きいものですから開発になると思いますが、ほとんど開発を許していくという考えでしょうか。

事 務 局

今ご質問いただきました広見東部の広見側から東部へ行く幹線道路沿いで、ご指摘がありましたように、カインズさんからスタートして西側に車さんができています。

それから開発協議ということで農地転用の前の農振除外の考え方にもなってきますので、カインズさんの南で1件オークワさんが開発協議をしておまして、概ね除外というかたちになりそうですので、これも農地転用が進むということになります。

この道路沿いにつきましては、色々市の中でも議論しておりますし、東部の皆様方、今はまちづくり協議会がなくなって、ルールのみが残っておりますので、ルールの方の地元さんの同意書はもちろん付けてもらってということになりますが、そういうものの中で対応してきております。

当該地、今回の対象地につきましては、どちらかという農地としても公共施設等が少ないところですので悩ましかったですが、市の方としてはそこに下水も整備してインフラもあることから農地転用も可能だということで、農振除外についてはあくまでも耕作者さんなりの意思をもって農振除外し、それを受けて農地転用してきちんと宅地化できることが分かれば、ある程度公共性とか色々なことを相対的に判断して、市としては認めていこうという考え方を持っておりますので、これもちょうど一年前の農振除外の時に議論して、ある程度方向を出したものですので、今回やっと農地転用にこぎつけたという流れがございます。

今後も総合的に判断しながら、個別には案件として処理しますが、まったく門を閉ざして農振除外はしないから農地転用もないという流れではなく、基本的には農振除外の中でしっかり市が審査してOKであれば、それが農地転用として皆様方の審議につながるという考えでありますので、よろしく申し上げます。

議 長
大澤委員

局長、ありがとうございました。これは農振除外審議会の時に、介護施設・診療所・薬局をつくるということで除外の対象としましたので、よろしく申し上げます。

今の会長さんの話ですと、老人ホーム・内科・薬局だから許可したということですが、

他の場合は許可しないのですか。市の方針としては、色々な話がきても検討した中で許可するという回答でしたが、会長さんは老人ホーム・内科・薬局だから許可したという考えですが、市は検討して他のものでも許可していく可能性があると言われました。

それは、個々に今後農振の中でのくるものによって色々判断されて、市とか審議会が総合的にいいと思ったものについては許可していくという考えではないかと思いますが、違いますか。

議長 そのとおりです。局長が言われたとおり、その場その場で検討していきますが、この時は介護施設・診療所・薬局ということで許可しましたが、その時々で検討していきますので、よろしくお願いします。

事務局 補足ですが、農振除外を進める時に、A農地・B農地という考え方の中で、それぞれ農振除外をどうするかたちで進めるのかという市の基本的なスタンスがありまして、市のスタンスと奥村会長が会長をしてみえます農振協議会の中で最終意見を取りまとめて、市が判断するということになりますので、いくつか段階を経ていく中で、今回の案件は会長が言われたことを一つの理由にしており、次の案件については案件をしっかりと審査して、協議会の中で止むを得ないのか、だめなのかという判断をしていただくという個別判断ということになりますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。大澤委員、よろしいですか。小池委員、どうぞ。

小池委員 同じ案件について質問させていただきますが、この転用許可申請の申請地の左側の水田を農振除外するように今年度審査されると承知しておりますが、これは特段の意図があって分けて申請しているものなのかということが一点と、農地転用の立地基準判定が2種となっておりますが、航空写真では、現場はよく知らないで優良な農地だと見受けられます。宅地面積が40%を超えとか広見東連絡所から680mとか書いてあり、これが2種と判定されていますが、不勉強で申し訳ないですが、宅地面積はどの範囲の40%であるとか、公共施設から何m離れているから2種だということころを、もう一度ご説明いただきたいと思います。

議長 わかりました。事務局、お願いします。

事務局 まず前段の話をさせていただきます。ご承知の方もみえるかもしれませんが、今小池委員さんからありましたのは、今回の農地転用の申請地のすぐ左側の細長い道路に囲まれた土地がありますが、今回この土地の農振除外の申請ができました。農振除外ですのでまだ農地転用というところまでは至らないですが、その部分につきましては、来週農振協議会がありまして、その場で議論されることになっております。そのことありまして委員さんからご質問があったと思います。これにつきましては、私どもが今承知している範囲でいきますと、事業者さんがまだ着工もしていない段階ですけれども、駐車場不足が予想されるので拡張したいということで農振除外をだされたようですが、そこについては協議会でしっかり議論してからということになりますし、一体という取り方になりますと、開発の関係はまだ市の方でも正式に一体開発として整理はしておりませんので、少なくとも駐車場の追加の農振除外については、市の方としてはまだすぐに進めていく話ではないと整理していくものだと考えております。いずれにしましても協議会の中でしっかり議論していただいて確認をするべき事項かと思っておりますので、今回の農地転用については、まずは一体ではないという前提の中で、この案件だけが農地転用として適切かどうかというご判断をいただければと考えております。これが前段の隣の土地の話でして、2種農地かどうかについては少しお待ちください。

2種についての説明をさせていただきます。農地転用許可基準の距離的な話ですが、距離の基準の概念図がありまして、そこから読み取ってご説明させていただきます。

まず、公共施設から何メートル離れたところということで、300mから500mの間についての条件は、公共施設が駅・市役所・連絡所から概ね500m以内300m以上で、300m以内ですと3種の扱いとなります。

次に、公共施設から最大1,000mから500mの間についての条件は、500m以内の住宅面積割合が40%以上、1,000m以内で住宅面積割合が40%となる区域となっております。公共施設からどれだけ離れているかというところで、300m、500m、最大1kmで区分され、それぞれの区分の中で2種の条件が異なってくるということで、2種の判定をしております。以上です。

議長
小池委員

ありがとうございました。小池委員、どうぞ。

この案件ですと、広見東連絡所から680mということですので、1,000m以内の条件審査ということになりますね。

事務局
小池委員

はい、そうです。

その場合、40%宅地面積が占めれば2種の判定ということによろしいですか。

事務局
小池委員

はい、そのとおりです。

このケースで40%というのは、小字の範囲で、小字の面積すべての40%ということになるのですか。

事務局
小池委員

公共施設に向かってその範囲ということになりますので、1kmから500mの間に施設があるということです。

680mの円を描いて、その中の宅地面積が40%であれば2種ということになるのですか。

事務局
小池委員

1,000m以内の区域について、40%ということだと思われま。

思われるでは困りますが、1,000mの円を描いて、宅地面積が40%を超えれば2種判定になりますか。

事務局
小池委員

はい、そのとおりです。

その40%は、どうやって積算したのですか。

事務局
小池委員

今日議論をどうするかということはありませんので、そこは最終判断いただきたいですが、1種から3種の農地の設定については、最終的に県の判断がありますので、今すぐ全部のデータを持って確認できないところがありますので、最終データを確認した上で皆様方にお知らせしたいと思っておりますし、それが明確にならない以上許可できないということであれば、どうかたちにするかは、委員さん皆様方にお預けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長
事務局

以前、1種・2種・3種農地について資料をいただきましたので、もう一度お配りください。よろしくお願ひします。

議長
小池委員

はい、わかりました。

小池委員、どうぞ

宅地面積が40%を超えるということにこだわっているわけですが、事務局が資料を作られた段階では、業者さんの資料提出によって作られたものなのか、実際に測量とまでは言いませんが、図面、地図上で積算したものなのか、いずれなのか、お知らせいただけますでしょうか。

議長

事務局、お願ひします。

事務局 40%というのは、道路とか宅地とか図上で事務局の方で積算して、概ねの状況を把握してだしております。

議長 小池委員、よろしいですか。菱川委員、どうぞ。

菱川委員 以前私たちが聞いた分類の方法ですが、細かく言えば中々難しいので、北海道や東北のように民家が少なくて農地がたくさんある所をまず基準にして、それが第1種、この近くのように宅地と農地が点在していて、割合が概ね40%の所が第2種、もう少し宅地が密集して農地が少ない所が第3種というように、農地と住宅・工場とかの割合を概ねでみて、可児市には北海道のような農地ばかりの所はあまりないので、2種・3種が多いのではないかとということで、概ねということで判断してきました。

議長 菱川委員、ありがとうございました。小池委員、いかがでしょうか。

小池委員 40%超えるということでしたので、今のような話をさせていただきましたが、事務局が図上求積をして40%を超えるという判断をされているのであれば、それで差し支えないかと思います。

議長 ありがとうございます。事務局、3年程前に1種・2種・3種の資料をもらいましたので、皆さんにお配りください。よろしくをお願いします。

事務局 はい、わかりました。

議長 菱川委員、どうぞ。

菱川委員 受付番号5の坂戸の案件ですが、バローという会社が一体化して建物と駐車場をバランスよくつくると思いますが、ここには農道とか道路がありますが、それも全部一体化して、便宜上境があるということで工事してしまうのか、道路は公共の道路ですので、道路として残すのか、こういう大きい案件がでた時は、道路とか水路はどう処理するのですか。

議長 局長、どうぞ。

事務局 一般論も含めてお話させていただきます。私は開発の方の担当しておりましたので、その中の処理の考え方ですが、こういう大規模開発の中で道路も水路も含めて一体開発として審査します。審査は農地転用の小さい案件のようにみる場合もありますが、大きな案件につきましては、都市計画法の開発許可という制度がありまして、その中で審査をさせていただきます。その中には当然道路も水路も含めて開発しますので、まず道路をそのまま残すのかどうか、水路をそのまま使うのかどうかという、事業者側の意思を確認します。

例えば、道路は要らないから今ある道路の上に大きなものをつくりたい時には、その道路を廃止しなければいけませんので、廃止のために地域にしっかり説明して、その手続きがされるかどうか、残す場合については、例えば4mの幅員しかない場合、4mのまま使うというのは非常に利用者の方に不便をかけますので、一般的に開発の場合ですと6m以上にするとということになっております。大きな開発になると9mとかの道路に接しなければいけないということで、幅員を拡げさせたりしますので、その辺の細かい手続きにつきましては、都市計画法の開発許可の中で、道路・水路をどうするか、公共施設をどうするかという審査項目がありますので、それを審査した上でOKがでないといふ工事にかけられませんので、今回の場合はその対象になるということになります。

そのために、今残っている土地改良等の農道については、残す場合にはある程度幅員を確保した上で整備して利用者には不便をかけないようにする、もしくは、その奥に残った農地の利用者にもそこへ行けるようにするということになりまますので、詳しい資料が

必要ということでしたらまた揃えさせていただきますが、そういう審査の上で進めてまいりますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。菱川委員、開発協議は同時進行中ですので、局長から説明がありましたように、道路・水路の関係がありますが、開発協議の中で検討していただいてOKなら、こちらもOKということになりますので、よろしくお願いします。

その他に、ございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第4、議案第48号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は3件の申請です。

受付番号1の案件は、申請者は、当初の5条許可において、隣接する平貝戸字西見田と一体として分譲地とする計画であったが、1筆は隣接者の自宅への進入路とするため、1筆のみで分譲住宅とする規模縮小となる変更をする目的のため承認を求めるものです。

土地の概要は、平貝戸字西見田、地目は田、面積は321㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地及び申請者が譲渡する田、西側は水路、南側は道路、北側は宅地と畑となっています。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が連たんし、駅まで120mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件で、平貝戸字西見田について、5条申請受付番号2及び事業計画変更申請受付番号2を同時提出されています。

受付番号2の案件は、譲渡者の御嵩町上恵土の法人は、当初の5条許可において、隣接する平貝戸字西見田と一体として分譲地とする計画であったが、1筆は計画変更申請者の自宅への進入路とする目的のため承認を求めるものです。

土地の概要は、平貝戸字西見田、地目は田、面積は31㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は譲渡者の田、南側は道路、北側は申請者の宅地となっています。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が連たんし、駅まで80mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続済み、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障に

なることはないと思われます。

なお、関連案件で、5条申請受付番号2を同時提出されています。

受付番号3の案件は、譲渡者の下恵土の方は、当初の5条許可において個人住宅敷地を目的としていたが、承継者の名古屋市昭和区の法人が、隣接する農地及び山林を一体利用して、9区画の宅地造成を行い分譲地とする目的のため承認を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉、地目は畑、面積は51㎡。準工業地域内の農地で、申請地の東側は譲渡者の宅地、西側は承継者の畑、南側は道路と承継者の山林、北側は譲渡者の畑となっています。

農地転用許可区分は、準工業地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は開発地内で道路側溝や水路を設け西側の排水施設に放流、上下水道は道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件で、5条申請受付番号11を同時提出されています。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1、2平貝戸をお願いします。

渡邊委員 受付番号1、2について、14番渡邊が報告します。

受付番号1について、当初の5条許可では一体利用して分譲地とする計画だったが、1筆は隣接者の自宅への進入路とするため、1筆のみで分譲住宅とする規模縮小ということで、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みということで、農業用水への影響はないと思います。

受付番号2について、これも同じ場所ですが、当初の5条許可で隣接地と一体化して分譲地とする計画だったが、変更申請者の自宅への進入路として利用するというので、問題ないと思います。

議長 可児(勉)委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号3下恵土をお願いします。

受付番号3について、17番可児が報告します。

先ほど、5条の11で説明させていただいた案件で、以前5条申請ができましたが取り下げて、道路として開発して一体利用するというので、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第5、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借11件、17,702㎡、賃貸借2件、1,721㎡、合計19,423㎡の集積となります。

受付番号1と2は、同じ借人でありますので、まとめて説明させていただきます。

貸人の下恵土の方外1名と借人の土田の法人との間での賃貸借権の設定です。

土地の概要は、下恵土字野区路外1筆、地目はすべて田、面積は合計1,721㎡、すべて再設定で平成30年までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号3から12は、同じ借人でありますので、まとめて説明させていただきます。

貸人の御嵩町中の方外10名と借人の大森の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、久々利字松坪外13筆、地目はすべて田、面積は合計16,224㎡、すべて新規設定で平成33年までの6年間、利用集積を図るものです。

受付番号14の案件は、貸人の淵之上の方と借人の御嵩町伏見の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、淵之上字西前田外1筆、地目は田、面積は1,478㎡、新規設定で平成33年までの6年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第6、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議長 日程第7、議案第51号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第51号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、説明させていただきます。今回は7月1日から7月31日までに受理した12件の案件について報告させていただきます。

塩河の方外15名からの届出の案件は、田38筆、面積は合計30,872.60㎡、畑57筆、面積は合計11,922.78㎡の総合計95筆、総面積は合計42,795.38㎡です。

いずれも相続により所有権を取得し、農業委員会によるあっせんの希望については、大森の方から田4筆、面積が合計5,154㎡、畑10筆、面積が合計2,343㎡の総合計14筆、総面積は合計7,497㎡の申し出がありました。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですので、本案件は原案のとおり受理します。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これもちまして、平成27年第8回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
誠に、ご苦労様でございました。